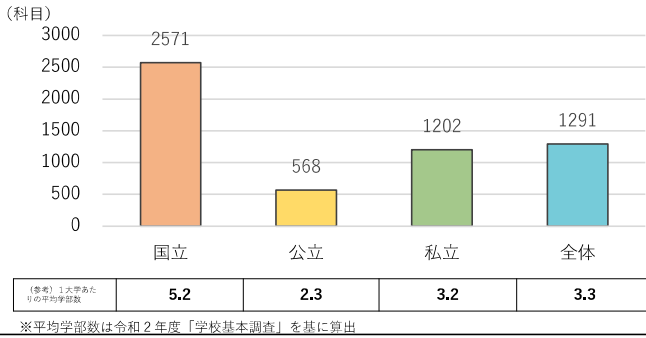


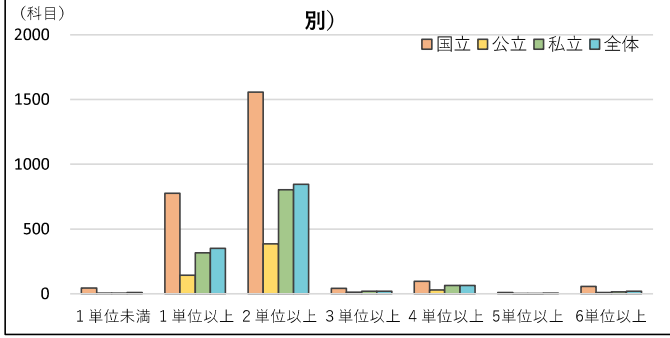
## 大学における授業科目開設状況調査①

回答対象：全国公私立大学（859大学） 調査期間：令和3年10月12日（火）～10月25日（月）  
 回答数：684大学（国立79大学、公立75大学、私立530大学 回答率：79.6%）  
 （うち①～④に対する有効回答数 680大学（国立79大学、公立75大学、私立526大学）、回答率 79.1%  
 ⑤～⑩に対する有効回答数 581大学（国立59大学、公立63大学、私立459大学）、回答率 67.6%）

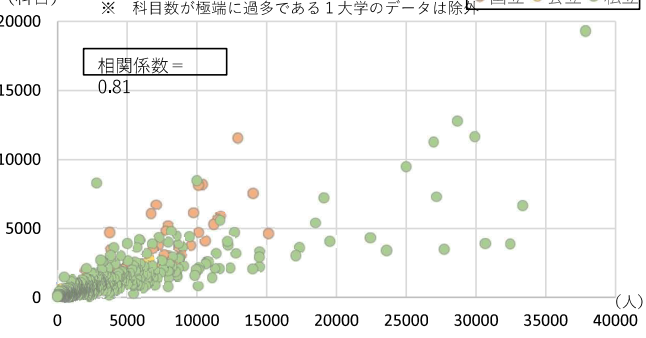
① 1大学あたりの平均総科目数（設置者別）



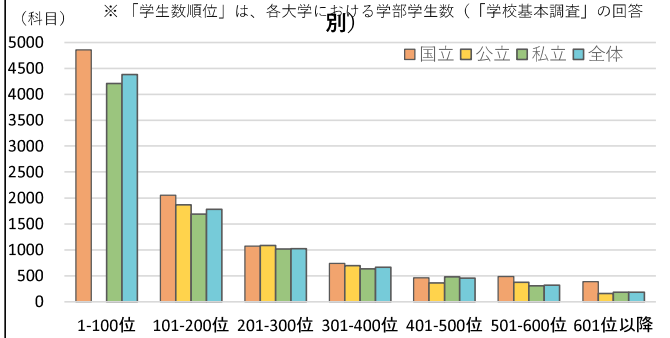
② 1大学あたりの平均総科目数（単位数別・設置者別）



③-1 学部学生数と総科目数の相関関係



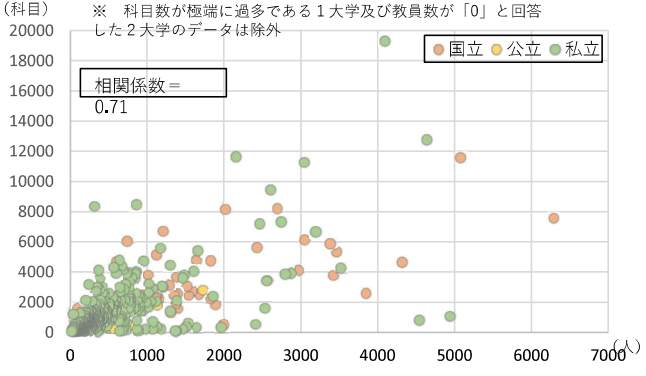
③-2 1大学あたりの平均総科目数（学部学生数順位別）



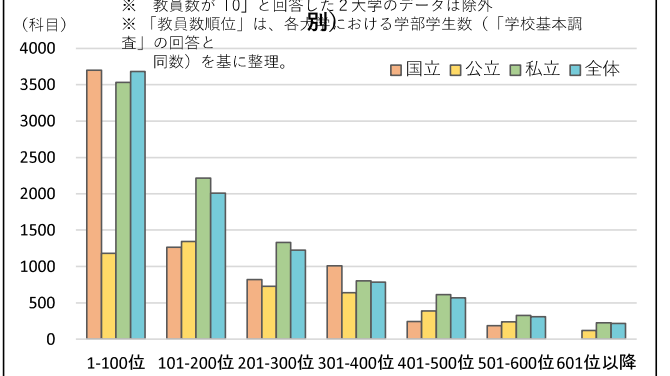
※「卒業要件」とは、各学科等において定める、最低必要単位数や履修すべき科目等の卒業のために学生に求める要件を指す。

## 大学における授業科目開設状況調査②

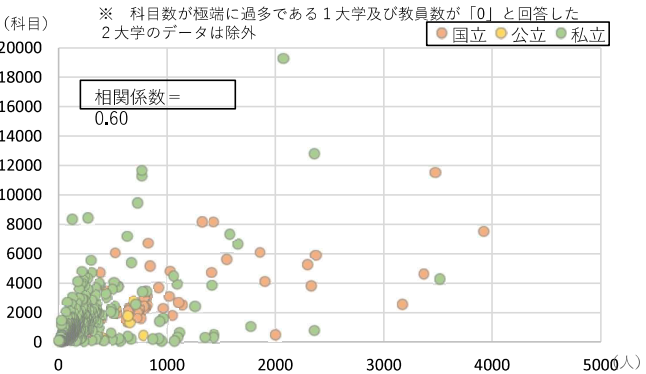
④-1 教員数（本務及び兼務）と総科目数の相関関係



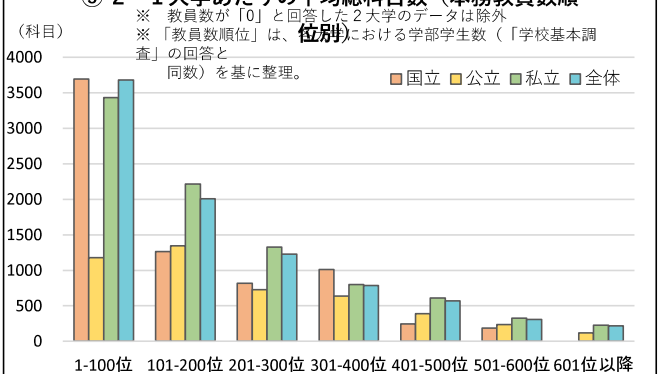
④-2 1大学あたりの平均総科目数（教員数順位別）



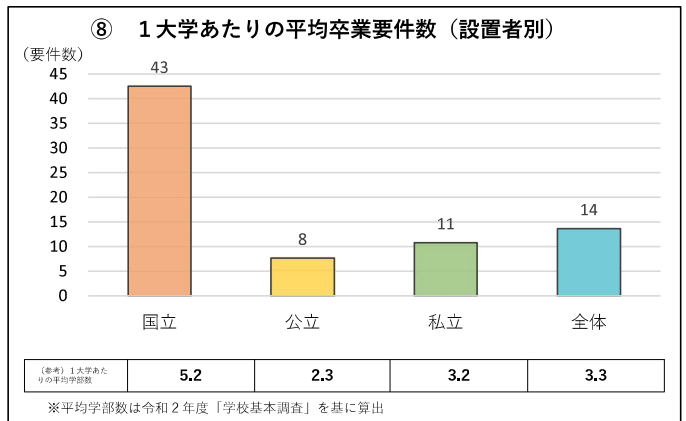
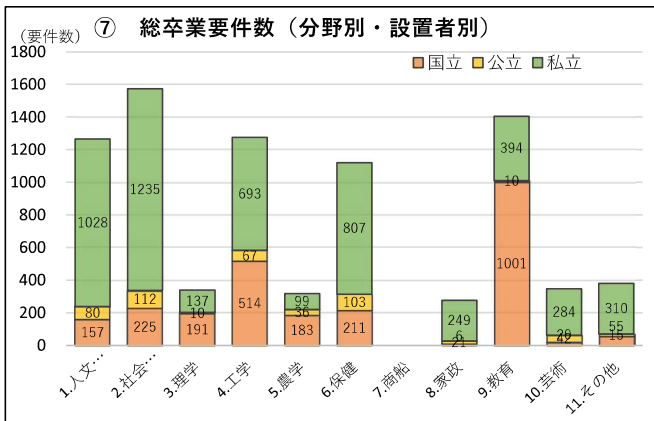
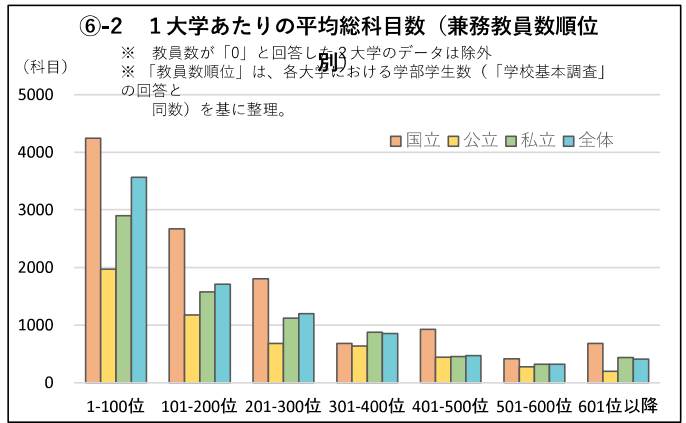
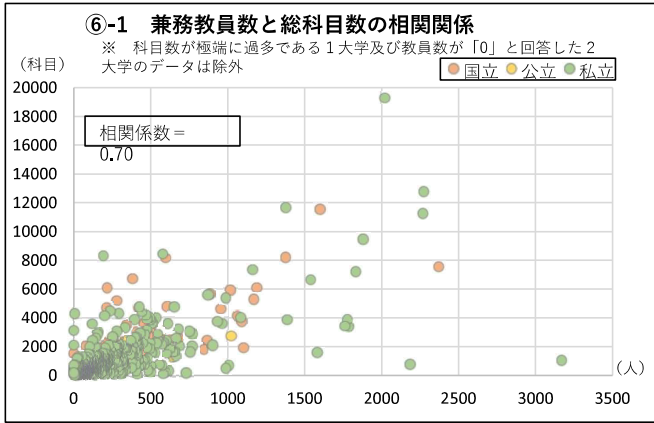
⑤-1 本務教員数と総科目数の相関関係



⑤-2 1大学あたりの平均総科目数（本務教員数順位別）

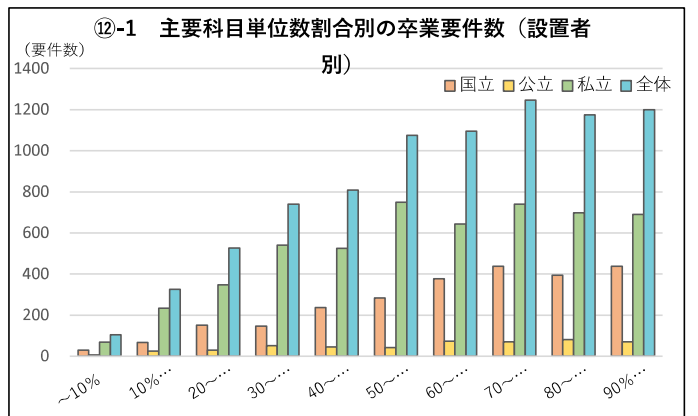
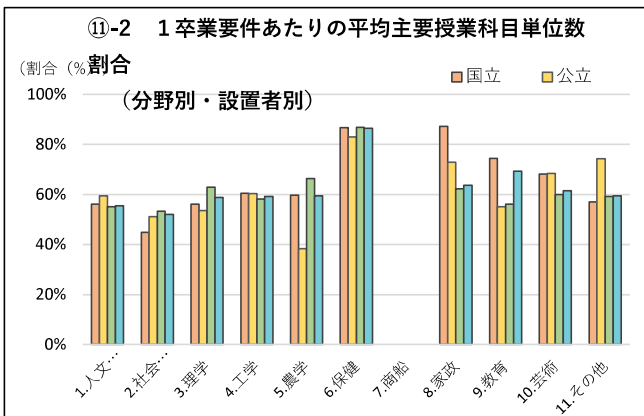
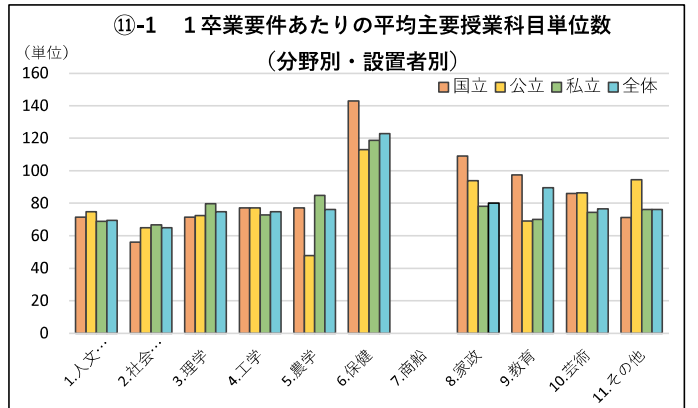
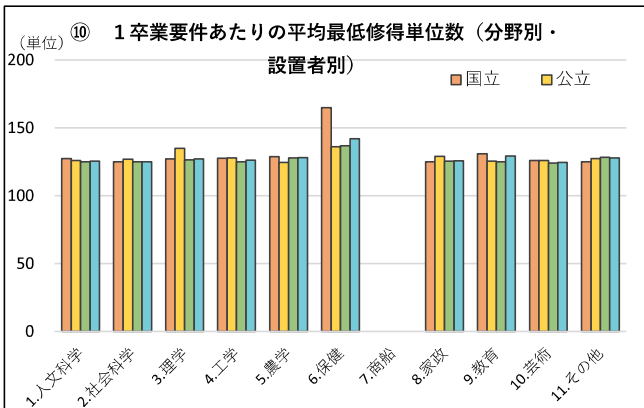


## 大学における授業科目開設状況調査③



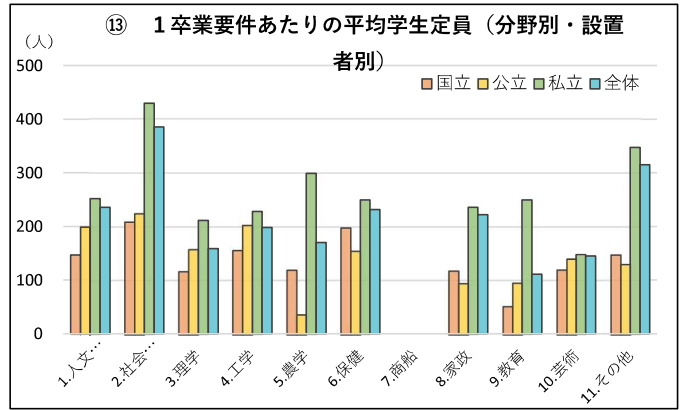
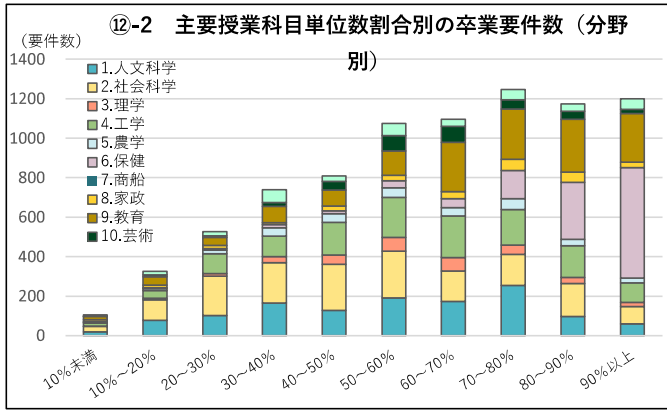
188

## 大学における授業科目開設状況調査④



※「主要授業科目単位数」は、「最低修得単位数」のうち、卒業要件として履修が求められる、その学位分野を修了するにあたり必要不可欠な内容を含む中核的な科目の単位数（例えば、大学として必修、選択必修等を課すなど、学位授与に当たり学問・教育内容として履修が不可欠となる科目など）。

189



(遠隔教育やICTを活用した授業)

# 大学等における授業の実施状況について

## (調査の概要)

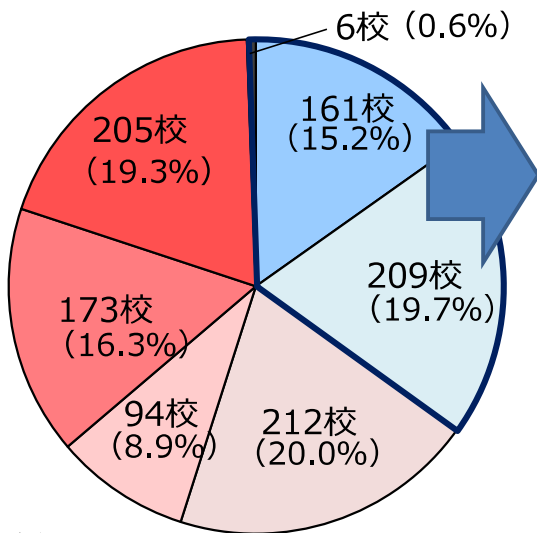
- 調査対象：全国の国公私立大学（短期大学を含む）及び高等専門学校
- 調査期間：令和2年8月25日～9月11日
- 調査趣旨：各大学等の**本年度後期等の授業の実施形態等**について調査し、全国の状況を把握するもの。

## 後期授業における対面・遠隔授業の実施方針

- 令和2年度後期の授業について、  
**半分以上を対面授業とする予定とした大学等**は、1060校中684校（約6割）。  
他方、残りの**約4割は、対面授業の割合が授業全体の半分未満**となる予定と回答。

N=1060校

- ほとんど遠隔
- 3割が対面
- 半々
- 7割が対面
- ほとんど対面
- 全面对面
- その他



- ・ 対面授業を検討中  
… 5校 (0.5%)
- ・ 全面的に遠隔授業を実施  
… 1校 (0.1%)

- ・ 対面授業が半分未満の大学（計377校）に対して、**実際の授業開始後の状況を再調査**。
- ・ 授業の実施状況（10月20日時点）や学生の理解・納得を得るための取組状況等を確認。

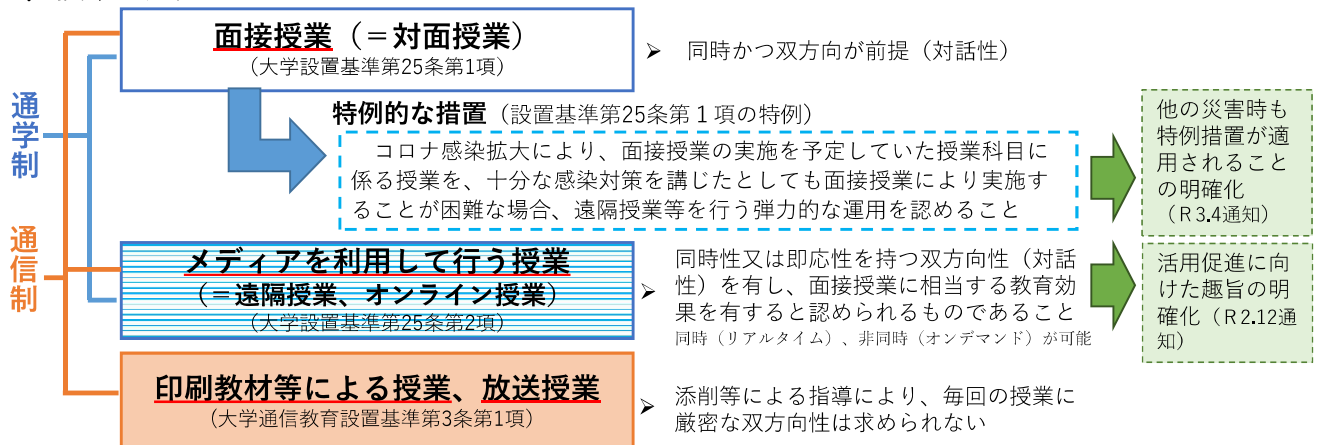
→ 約半数（190校）が対面授業を半分以上に。残りの約半数（187校）は、対面授業が半分未満にとどまる。

- これら187校では、
  - ・ 授業形態の検討に当たって考慮した重要事項に関する**学生への丁寧な説明**、
  - ・ 学内**施設の開放**や学生の**交流機会の設定**、
  - ・ **オンライン授業の質の向上**や、学生から寄せられる**悩みへの丁寧な回答**
 等により、**学生に寄り添う対応に努めている**。
- 各大学の授業の実施割合や取組の状況は、**校名とともに公表**。

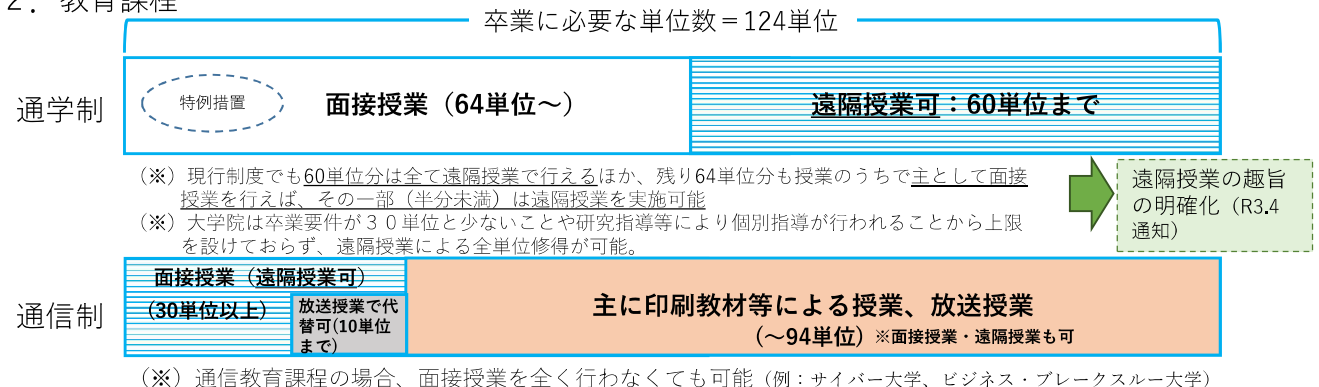
192

# 大学における授業の方法と教育課程

## 1. 授業の方法



## 2. 教育課程



# 通学制と通信制における授業の方法の比較

通学制の大学	授業の方法	通信制の大学
○ 講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う（大学設置基準第25条第1項）	①面接授業	○ 講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う（大学設置基準第25条第1項を適用）
○ 文部科学大臣が別に定めるところ【※】により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる（大学設置基準第25条第2項）	②遠隔授業（メディアを利用して行う授業）	○ 文部科学大臣が別に定めるところ【※】により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる（大学設置基準第25条第2項を適用）
	③放送授業	○ 主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（大学通信教育設置基準第3条第1項）。 ○ 添削等による指導を併せて行うものとする（同条第2項）
	④印刷教材等による授業	○ 印刷教材その他これに準ずる教材を送付もしくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（大学通信教育設置基準第3条第1項） ○ 添削等による指導を併せて行うものとする（同条第2項）
124単位のうち、60単位まで②遠隔授業による修得可（大学設置基準第32条第5項）	卒業要件となる単位数	124単位のうち、少なくとも30単位の修得は①面接授業又は②遠隔授業によらなければならない。ただし、当該30単位のうち10単位までは③の方法による修得可（大学通信教育設置基準第6条第2項）

【※】平成13年3月30日文科科学省告示第51号 「メディアを利用して行う授業」について

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において面接授業に相当する教育効果を有すると認められるもの。

1. 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所において履修させるもの
2. 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員もしくは指導補助者が当該授業の終了後速やかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの

194

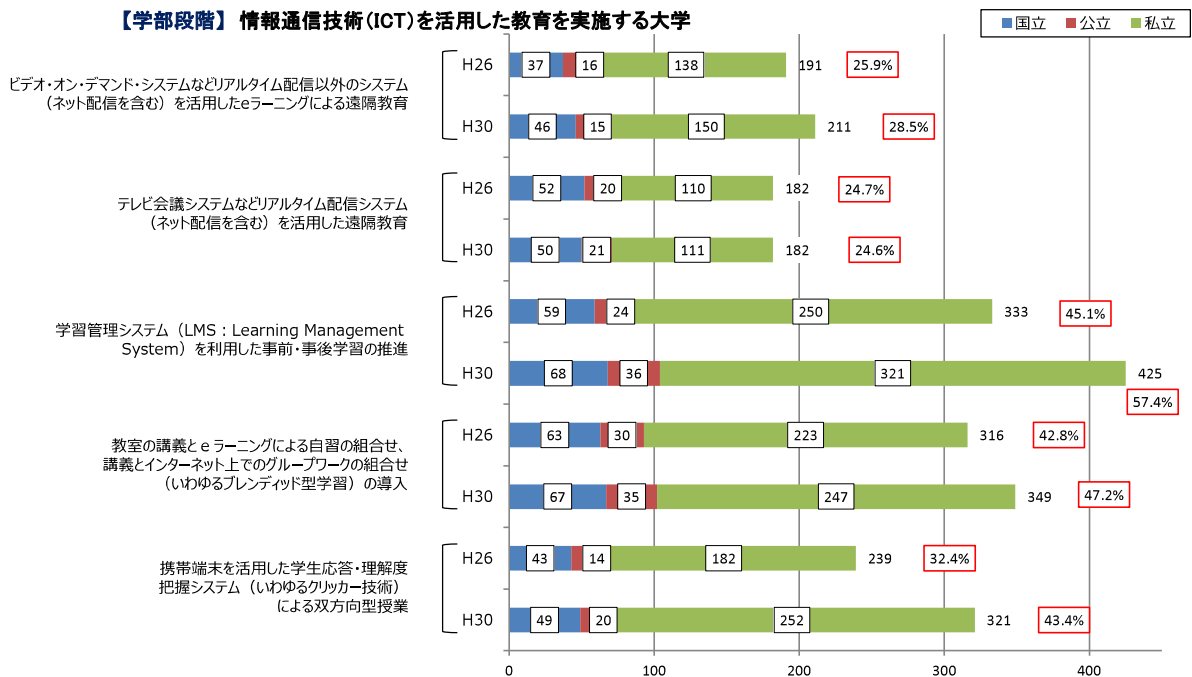
## 通学制大学と通信制大学について

	通学制大学	通信制大学
基本的性格 ・ 教育課程	<p>卒業に必要な単位数 = 124単位</p> <p>面接授業      遠隔授業可：60単位まで</p> <p>・面接授業の一部を遠隔授業で実施する場合、主として面接授業を実施するものは、大学設置基準第32条第5項に定める上限に含める必要はないこと</p> <p>・面接授業に相当する教育効果を有すると認められること ⇒ 双方向性を有すること（同時双方向性を有する又は補助者による対面指導又は教員等が授業終了後速やかに指導すること）</p>	<p>卒業に必要な単位数 = 124単位</p> <p>②30単位 = 面接授業（遠隔授業可）</p> <p>①94単位 = 主に印刷教材による授業、放送授業等</p> <p>③②のうち10単位 = 放送授業で代替可</p>
○構造の違い		
学生構成 ・ 最低年限超過状況	<p>18・19歳入学者割合</p> <p>94.7%</p> <p>（出典）令和元年度学校基本調査</p> <p>最低在学年限超過学生割合</p> <p>3.3%</p> <p>（出典）令和元年度学校基本調査</p>	<p>18～22歳学生割合</p> <p>11.5%</p> <p>（出典）令和元年度学校基本調査</p> <p>有職者割合</p> <p>42.6%</p> <p>（出典）令和元年度学校基本調査</p> <p>最低学年数超過卒業生割合</p> <p>58.0%</p> <p>（出典）大学設置教育等に関する制度調査報告書（用）に関する調査研究報告書（資料）12/19</p>
定員管理 ・財政支援 （私学助成の例）	<p>（収容定員（学部））</p> <p>不交付 減額 増額 減額 不交付</p> <p>0% 50% 90% 100% 106% 150% (8,000人以上の大学は140%)</p> <p>（入学定員（学部））</p> <p>増額 不交付</p> <p>0% 90% 100% 130% (4～8,000人の大学は120%、8,000人以上の大学は110%)</p>	<p>（収容定員） ※定員超過・割れによる不交付はなし</p> <p>減額 増額 減額</p> <p>0% 50% 90% 100% 106% 150% (140%)</p> <p>（入学定員）</p> <p>※左記の仕組みは存在しない</p>
コスト ・ 教員数/施設	<p>○ 国立大学（入学料・授業料 ※4年分）約240万円</p> <p>※仮に経済学部・工学部（各々収容定員4,000人、1学科のみ）とする大学の場合の試算（教員数・校舎面積）</p> <p>（教員数） 143人      （校舎面積） 62,641m<sup>2</sup></p>	<p>○ 放送大学（入学料・授業料 ※卒業までに要する学費）約70万円</p> <p>※仮に経済学部・工学部（各々収容定員4,000人、1学科のみ）とする大学の場合の試算（教員数・校舎面積）</p> <p>（教員数） 42人      （校舎面積） 12,440m<sup>2</sup></p> <p>注：インターネット等のみの授業の場合、校舎基準は適用されない</p>

# 情報通信技術（ICT）を活用した教育の実施状況

情報通信技術(ICT)を活用した教育を実施する大学は増加傾向。

【学部段階】 情報通信技術(ICT)を活用した教育を実施する大学



(※)大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

○学習管理システム(LMS: Learning Management System): eラーニングの運用を管理するためのシステムのこと。学習者の登録や教材の配布、学習の履歴や成績及び進捗状況の管理、統計分析、学習者との連絡等の機能がある。

○ブレンディッド型学習: 教室の講義とeラーニングによる自習の組合せ、講義とインターネット上でのグループワークの組合せによる学習。

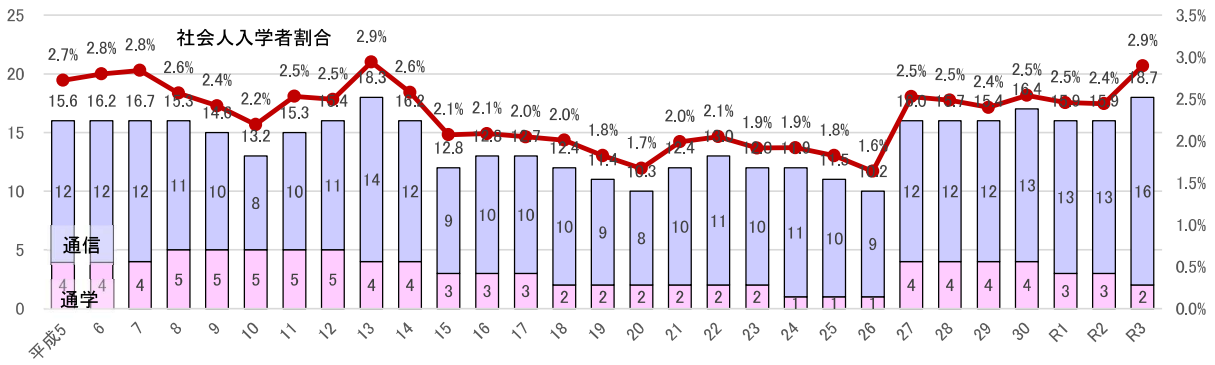
○クlicker技術: 携帯端末等を活用した学生応答・理解度把握システム。

## (リカレント教育)

# 社会人入学者の動向

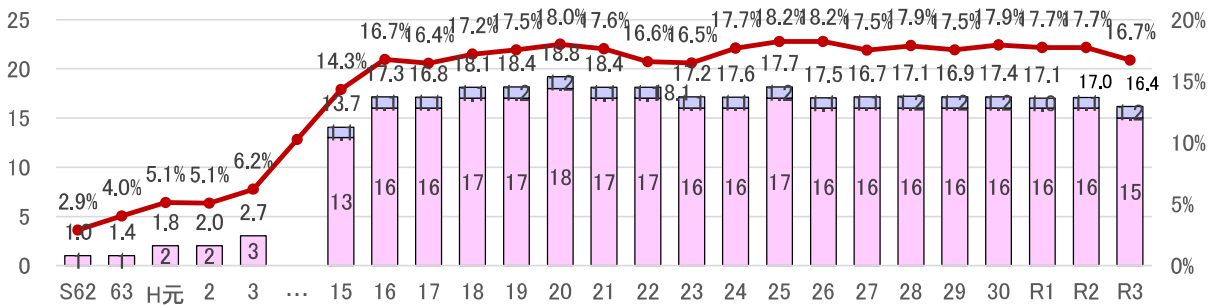
## (1) 学部

○ 社会人入学者数（推計）は、平成13年度の約1万8千人から一時減少。平成20年度から増加に転じ、令和3年度は約1万9千人と最多。



## (2) 大学院

○ 社会人入学者数は、近年は概ね1万7千人前後で横ばい。入学者全体に占める割合16.7%（令和3年度）。

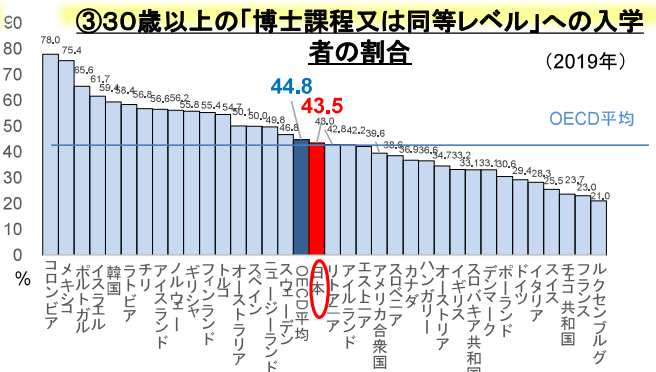
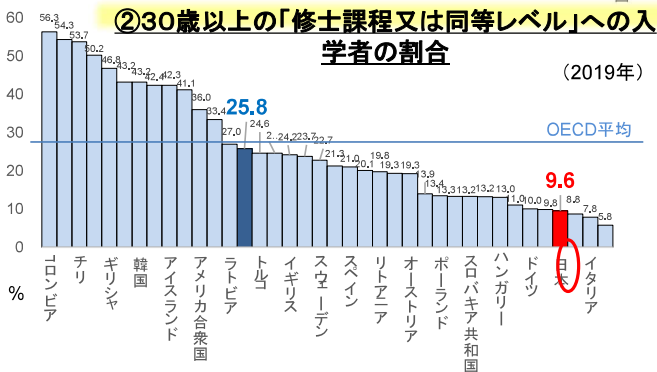
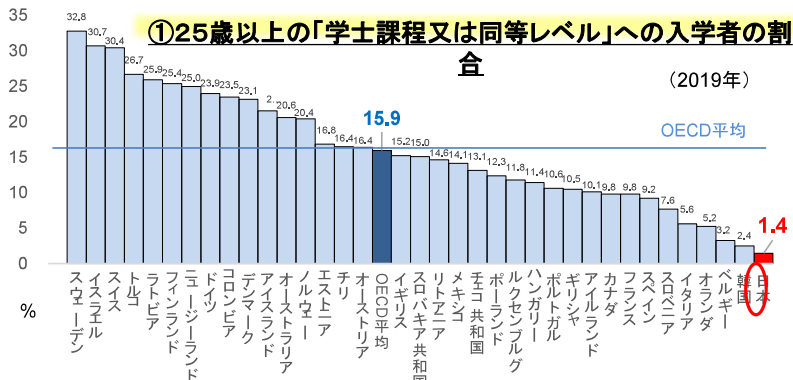


※ 出典：学校基本調査報告書

※ 通信及び放送大学の社会人入学者は推計である（「学校基本調査報告書（高等教育機関編）」をもとに、通信制学生のうち職についている学生の割合から按分）。

# 高等教育機関における25（30）歳以上入学者割合の国際比較

日本の「学士課程又は同等レベル」及び「修士課程又は同等レベル」における25（30）歳以上入学者の割合は、低いものにとどまっている。



出典：OECD Education at a Glance (2021)。

数値については、高等教育段階別の新入学者の割合。上記は、25歳未満又は30歳未満の者以外が全体に占める割合を25歳以上又は30歳以上の割合と仮定して試算した数値。なお、上記①～③の集計に当たっては、通信課程への入学者等が含まれない学生がいる。

## 修業年限の柔軟化

- **早期卒業・修了（学部：H11年、修士：H元年、博士：S49年）**  
卒業・修了要件を優秀な成績で修得した学生は、在学期間を短縮して卒業・修了が可能
- **最短1年の修士課程（修士：H11年）**  
修士課程で、主に実務経験を有する者を対象に、1年以上2年未満の標準修業年限を設定可能
- **長期履修制度（学部・大学院：H14年）**  
学生の事情により、標準修業年限（学士課程は4年等）を超えた長期の課程の履修が可能

## 入学前の修得単位の認定

- **入学前に他大学において修得した単位等を卒業・修了要件単位として認定可能（学部：H3年、大学院：H5年）**
- **入学前に科目等履修生として修得した単位について、卒業・修了要件単位として認定可能（学部：H3年、大学院：H5年）**  
※科目等履修生が大学に入学する場合、当該大学の修業年限の二分の一を超えない範囲で修業年限の通算が可能  
（入学資格を有した後に当該大学で修得した単位に限る。博士課程については、1年まで通算が可能。）（学部：H10年、大学院：R2年）  
※高校生が科目履修生として大学の単位を修得することも可能

## 履修証明制度

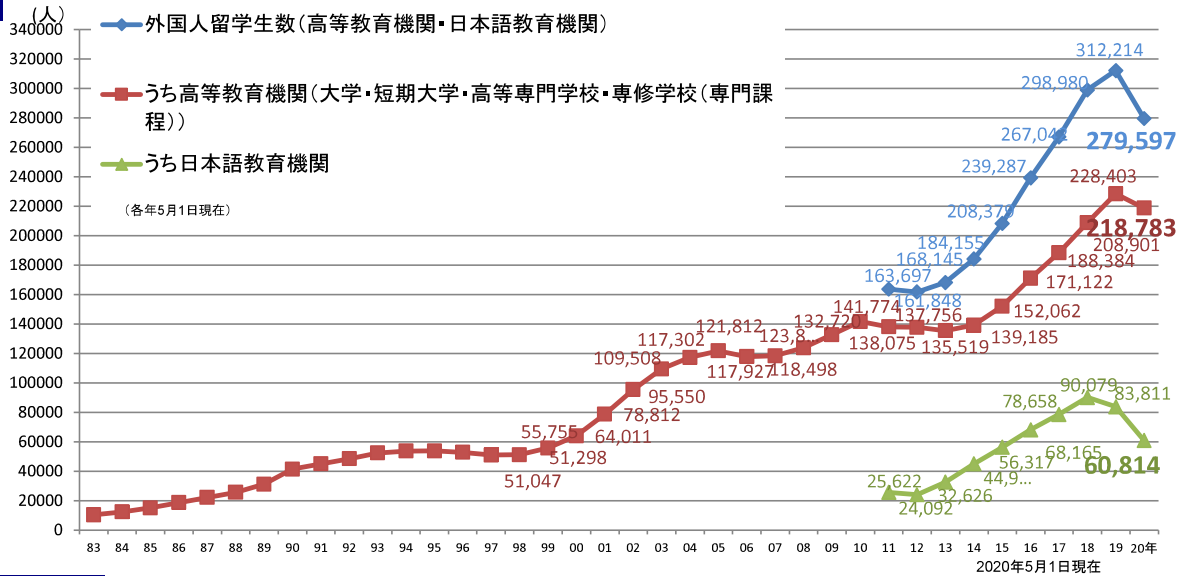
- **在学生以外の者が大学において特別の課程（履修証明プログラム）を修了した場合に、学校教育法に基づく履修証明書の交付及び単位授与が可能（履修証明書の交付 学部・大学院：H19年、単位授与 学部：R元年）**
- **入学前に履修証明プログラムの履修により修得した単位について、卒業単位として認定可能（学部：R元年）**  
※特別の課程履修生が大学に入学する場合、当該大学の修業年限の二分の一を超えない範囲で修業年限の通算が可能  
（入学資格を有した後に当該大学で修得した単位に限る）

（グローバル化の進展）



# 外国人留学生数の推移

## 推移



## 出身国・地域別

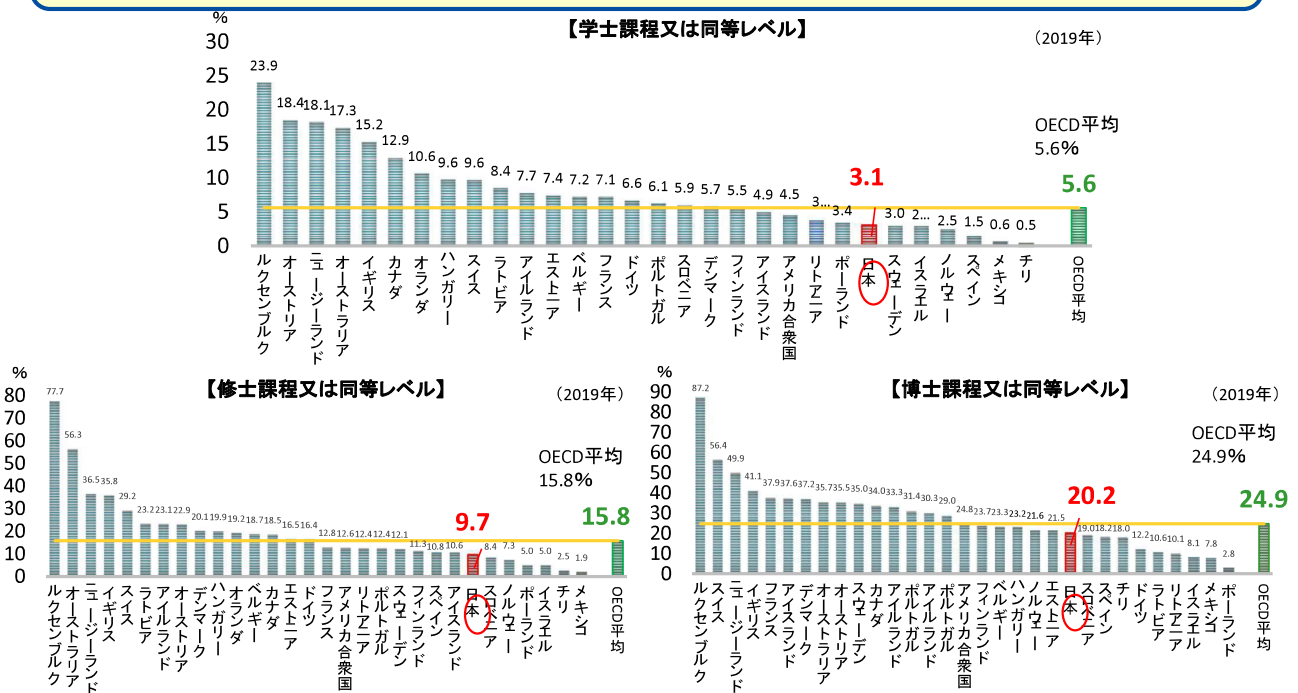
国・地域名	留学生数(前年数)	対前年比	国・地域名	留学生数(前年数)	対前年比
中国	121,845(124,436)	△ 2,591	スリランカ	5,238(7,240)	△ 2,002
ベトナム	62,233(73,389)	△ 11,156	ミャンマー	4,211(5,383)	△ 1,172
ネパール	24,002(26,308)	△ 2,306	バングラデシュ	3,098(3,527)	△ 429
韓国	15,785(18,338)	△ 2,553	モンゴル	3,075(3,396)	△ 321
台湾	7,088(9,584)	△ 2,496	その他	26,823(33,857)	△ 7,034
インドネシア	6,199(6,756)	△ 557	合計	279,597(312,214)	△ 32,617

(出典)独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

202

## 各国の学生に占める留学生の割合

学士課程において留学生が占める割合は、OECD平均は5.6%であるのに対して、日本は3.1%にとどまる。修士課程については、OECD平均は15.8%であるのに対して、日本は9.7%、博士課程については、OECD平均は24.9%であるのに対して、日本は20.2%と、欧米諸国と比較して少ない。



注1: OECD加盟38か国のうち、コロンビア、コスタリカ、チェコ、ギリシャ、イタリア、韓国、スロバキア、トルコを除く。  
 注2: OECD平均は、データのある加盟国の平均値を文部科学省で算出したもの。  
 注3: 我が国の参照年度は、2018年度(平成30年度)。

出典: OECD「Education at a Glance 2021(図表でみる教育 2021)」を元に文部科学省で作成

203

# 単位制度の国際的な接続について

- **アジア太平洋大学交流機構** (UMAP: University Mobility in Asia and the Pacific) は、**域内の共通の単位互換制度として、UMAP 単位互換方式** (以下 **UCTS**: UMAP Credit Transfer Scheme) を開発。
- **2013年5月に開催されたUMAP国際理事会により、以下の「新たな概念」が導入**。これにより多くのUMAP参加国並びに参加大学間では、1単位は1単位で単位互換が可能に。(従来は各大学の個別判断に委ねられていた)

**1UCTS=38~48学修時間数とする。**  
**また、その学修時間数には、13~16時間の授業時間数 (academic hour) が含まれる。**

## ▼UCTSと他の国・地域の単位(互換)制度との換算表

国/地域	UCTS	アジア	日本	米国	欧州(ECTS)※	英国(CATS)※※
単位換算	1UCTS	1単位	1単位	1単位	1.5ECTS	3単位
学修量	38-48時間	38-48時間	45時間	45時間	37.5-45時間	ECTSから換算
授業時間	13-16時間	13-16時間	15時間	15時間	—	—

※ECTS—欧州単位互換制度 (European Credit Transfer System)

※※英国の3単位は高等教育質保証機構 (QAA: Quality Assurance Agency for Higher Education) が説明している英国とECTSとの単位換算原則(2008年)に基づく。この原則は英国で単位累積互換制度 (CATS: Credit Accumulation and Transfer Scheme) を利用するすべての高等教育機関に対し効力を有する。

【出典】以下の国立大学協会HPを参照し作成  
<https://www.janu.jp/international/umap-ucts.html>

204

# 授業期間について

- 各大学が1年間で行う授業の期間は、35週にわたることを原則とし、各授業科目は10週又は15週にわたる期間を単位として行うが、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果を上げることができる場合は異なる期間を設定することが可能。

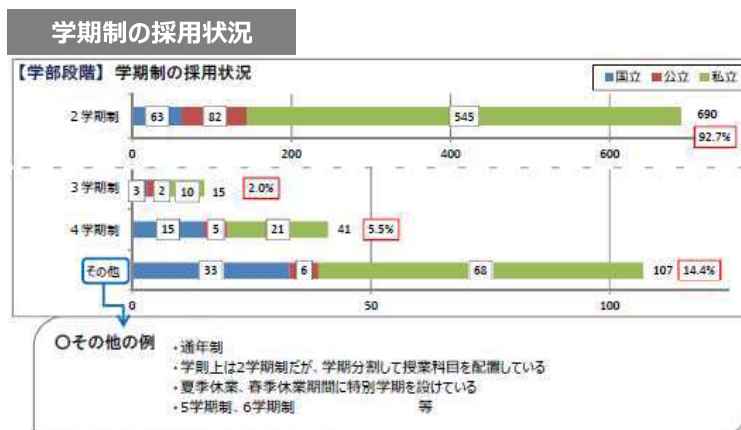
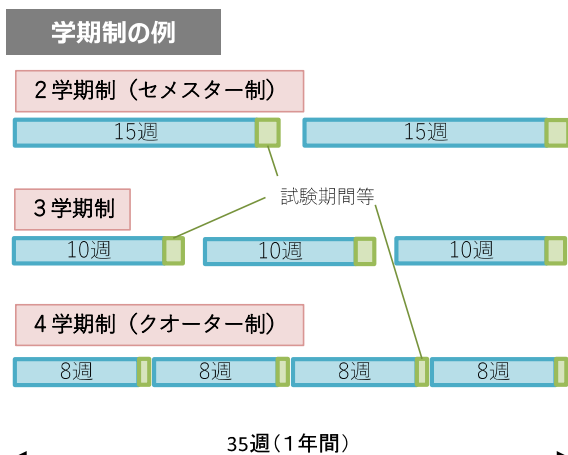
(例： 週複数回授業の実施)

- ・ 8週間で、1時間の講義を週2回実施<1単位>
- 例えば、8週間を原則とした「4学期制」の実施も可能になる。

《大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)》(抄)

第22条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。

第23条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。



(出典) 平成29年度大学における教育内容等の改革状況について

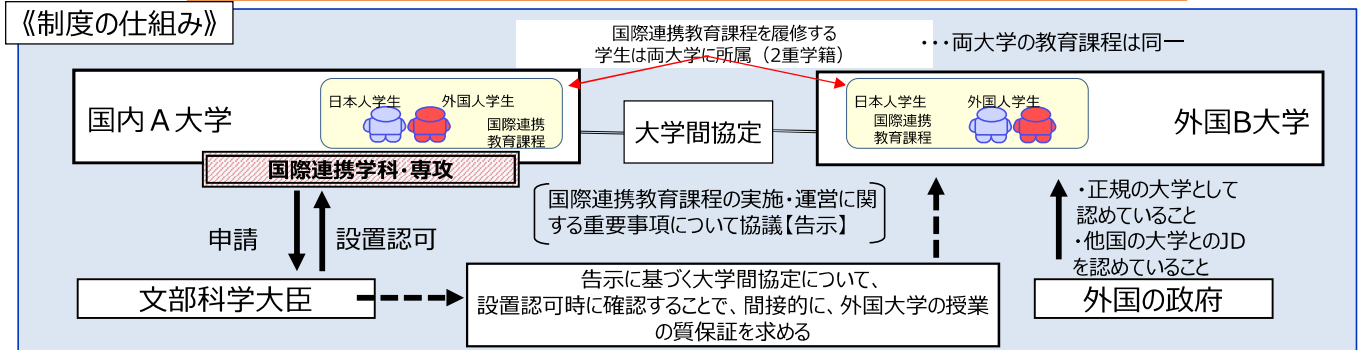
# 外国大学とのジョイント・ディグリー（国際連携教育課程制度）

平成26年11月14日「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」策定。

## 概要

- ◆ 我が国の大学と外国大学が連携して教育課程を編成した場合、両大学が連名で学位記を出せるとする。  
（＊ 我が国の大学が授与する学位に外国大学名を付すことができるものとして整理する。）
- ◆ 我が国の大学に、外国の大学と連携して教育課程（国際連携教育課程）を編成する学科・専攻（国際連携学科・専攻）を設置し、設置認可の対象とする。
- ◆ 国際連携教育課程を編成する場合、連携する外国大学の授業科目について単位互換ではなく、自大学で開講したものとみなす仕組みを新たに創設する。
- ◆ 卒業要件は、我が国の大学で修得すべき単位の半分以上、外国大学で4分の1以上（学部の場合）を修得することとする。  
また、共同して授業科目を開設する「共同開設科目」（任意）を設けた場合、いずれかの単位としてみなせる仕組みとする。

外国大学と連携した教育課程を編成し、1枚の学位記に連名で学位を授与



- 国際連携学科・専攻の収容定員は、母体となる学部・研究科の収容定員の内数で上限2割とする。国際連携学科・専攻には、その収容定員の規模にかかわらず1名の専任教員が必要となるほかは、母体となる学部等の専任教員が兼ねることができることとし、施設・設備の共用も可能とする仕組みとする。
- 設置認可に際しては、大学設置・学校法人審議会に専門の審査組織を設け、迅速な設置認可を行うこととする。

206

## ジョイント・ディグリー プログラム開設状況

平成26年11月14日「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー等 計：12大学26件 令和3年4月現在  
国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」策定。以後、プログラム開設が進む。（国立：11大学25件 私立：1大学1件） ※文部科学省調べ

大学名	学部・研究科	相手大学	相手国・地域	新学科・専攻名	開設年月
1 名古屋大学大学院	医学系研究科	アデレード大学	オーストラリア	名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻 (D)	平成27年10月
2 東京医科歯科大学大学院	歯学部総合研究科	チリ大学	チリ	東京医科歯科大学・チリ大学国際連携歯学系専攻 (D)	平成28年4月
3 東京医科歯科大学大学院	歯学部総合研究科	チュロロンコン大学	タイ	東京医科歯科大学・チュロロンコン大学国際連携歯学系専攻 (D)	平成28年8月
4 名古屋大学大学院	理学研究科	エディンバラ大学	イギリス	名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻 (D)	平成28年10月
5 京都工芸繊維大学大学院	工芸科学研究科	チェンマイ大学	タイ	京都工芸繊維大学・チェンマイ大学国際連携建築学専攻 (M)	平成29年4月
6 名古屋大学大学院	医学系研究科	ルンド大学	スウェーデン	名古屋大学・ルンド大学国際連携総合医学専攻 (D)	平成29年4月
7 筑波大学大学院	人間総合科学研究科	ホルダー大学 国立台湾大学	フランス 台湾	国際連携食料健康科学専攻 (M)	平成29年9月
8 筑波大学大学院	生命環境科学研究科	マレーシア日本国際工科院	マレーシア	国際連携持続環境科学専攻 (M)	平成29年9月
9 京都大学大学院	文学研究科	ハイデルベルク大学	ドイツ	京都大学・ハイデルベルク大学国際連携文化越境専攻 (M)	平成29年10月
10 名古屋工業大学大学院	工学研究科	ウーロンゴン大学	オーストラリア	名古屋工業大学・ウーロンゴン大学国際連携情報学専攻(D)	平成30年3月
11 立命館大学	国際関係学部	アメリカン大学	アメリカ	アメリカン大学・立命館大学国際連携学科（学部）	平成30年4月
12 名古屋大学大学院	生命農学研究科	カセサート大学	タイ	名古屋大学・カセサート大学国際連携生命農学専攻 (D)	平成30年4月
13 京都大学大学院	医学研究科	マギル大学	カナダ	京都大学・マギル大学グム医学国際連携専攻 (D)	平成30年4月
14 長崎大学大学院	熱帯医学・グローバルヘルス研究科	ロンドン大学	イギリス	長崎大学・ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻 (D)	平成30年10月
15 名古屋大学大学院	医学系研究科	フライブルク大学	ドイツ	名古屋大学・フライブルク大学国際連携総合医学専攻 (D)	平成30年10月
16 岐阜大学大学院	自然科学技術研究科	インド工科大学グワハティ校	インド	岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻 (M)	平成31年4月
17 岐阜大学大学院	連合農学研究科	インド工科大学グワハティ校	インド	岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻 (D)	平成31年4月
18 岐阜大学大学院	工学研究科	インド工科大学グワハティ校	インド	岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携統合機械工学専攻 (D)	平成31年4月
19 岐阜大学大学院	工学研究科	マレーシア国民大学	マレーシア	岐阜大学・マレーシア国民大学国際連携材料科学工学専攻 (D)	平成31年4月
20 名古屋大学大学院	生命農学研究科	西オーストラリア大学	オーストラリア	名古屋大学・西オーストラリア大学国際連携生命農学専攻 (D)	平成31年4月
21 東京医科歯科大学大学院	歯学部総合研究科	マヒドン大学	タイ	東京医科歯科大学・マヒドン大学国際連携歯学系専攻 (D)	令和2年4月
22 山口大学大学院	創成科学研究科	カセサート大学	タイ	山口大学・カセサート大学国際連携農学生命科学専攻 (M)	令和2年4月
23 広島大学大学院	先進理工系科学研究科	ライプツィヒ大学	ドイツ	広島大学・ライプツィヒ大学国際連携サステイナビリティー専攻 (M)	令和2年10月
24 広島大学大学院	人間社会科学研究科	グラーツ大学	オーストリア	広島大学・グラーツ大学国際連携サステイナビリティー専攻 (M)	令和2年10月
25 熊本大学大学院	社会文化科学教育部	マサチューセッツ州立大学ボストン校	アメリカ	熊本大学・マサチューセッツ州立大学ボストン校紛争解決学国際連携専攻 (M)	令和3年4月
26 京都大学大学院	京都大学大学院	グラスゴー大学 バルセロナ大学	イギリス、スペイン	国際連携グローバル経済・地域創造専攻 (M)	令和3年9月（予定）

（参考）ダブル・ディグリープログラム数（平成30年度）  
国立：196件 公立：14件 私立：249件 計：459件

文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（平成30年度）」  
※大学間交流協定数のうち、ダブル・ディグリーに関する事項が含まれ、なおかつ、学生交流の実績がある数

207

## 修業年限について

○ 修業年限は、原則として、学部は4年、修士課程は2年、博士課程は5年と定められているが、学生が優秀な成績で修得したと認める場合には以下の特例が認められている。

● 卒業・修了要件を優秀な成績で修得した学生は、修業年限を、学部段階は3年、修士課程は1年、博士課程は3年に短縮可能

・ 早期卒業・修了制度を導入している大学は、学部段階では161校（約22%）、研究科段階では261校（約63%）

・ 早期卒業した学生数は、学部段階は394人（約0.07%）、修士課程段階は641人（約0.9%）、博士課程段階は545人（約3.5%）

※平成30年度「大学における教育内容等の改革状況について」より

＜学校教育法（昭和二十二年文部省令第二十六号）＞（抄）

第87条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができる。

第89条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生（第八十七条第二項に規定する課程に在学するものを除く。）で当該大学に三年（同条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部の学生にあつては、三年以上で文部科学大臣の定める期間）以上在学したものが、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

※ 大学院は修業年限を法定しておらず、大学院設置基準において標準修業年限や特例を規定

208

## 修業年限の特例（早期卒業・修了制度）の活用事例

○ 各大学では学部4年の修業年限を原則としつつ、優れた学生に対して3年間で早期卒業するプログラム等を学生に提供。

○ また、今年度より、法科大学院と法学部が連携して、学部の早期卒業を前提に5年間の一貫性のある教育を行う法曹コースが開始。

（28法科大学院が34大学の法学部等と56の法曹養成連携協定を締結）

通常

学部4年

修士2年

早期卒業プログラム

学部4年

学部3年（特進プログラム等）

（例）・千葉大学法政経学部（特進プログラム）  
・早稲田大学政治経済学部（政治経済学術院オナーズプログラム）等

連携法曹基礎課程（法曹コース）

法学部3年（法曹コース）

法科大学院  
（既修者コース）

5年間の一貫教育

（早期卒業を前提として、法科大学院既修者コースに接続）

法学部4年

法科大学院  
（既修者コース）